

### 3 福祉分野

#### (1) 施設における感染防止対策等

##### 高齢者施設における感染防止対策・クラスター対策

#### 1 概要

高齢者施設は、高齢者へのケアが体への接触を伴うため、一人でも感染者が発生するとクラスターが発生するリスクが極めて高く、また、入所者には基礎疾患を持っている人も多いため、重症化のリスクも極めて高いものであった。

このように、高齢者施設には2つのリスクが重なる特有の事情があったことから、令和2年11月以降、重症者や死亡者を極小化することを目標として、集中的に取り組を実施した。

#### (1) 早期の対応支援

##### ・感染防止対策の周知徹底

高齢者入所施設への一斉巡回指導やオンライン研修の開催により感染防止対策を周知徹底

【令和2年度一斉巡回 1, 066施設】

【令和4年度巡回 1, 101施設

(上半期 有料、サ高住667施設 下半期 特養、軽費434施設)】

##### ・COVMA Tの派遣

医師や感染管理認定看護師等で構成する感染防止対策チームをクラスター発生施設等に派遣

【令和4年度までの派遣実績 177回】

##### ・eM A Tによるオンライン支援

感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師がオンラインで施設の状況を確認しながら、感染防止対策を指導

【令和4年度までの支援実績 118回】

#### (2) 人的支援

##### ・介護職員の派遣（互助ネットワーク）

介護職員が不足した施設に登録施設から派遣

【令和4年度までの派遣実績 5施設へ34名を派遣】

##### ・看護師の派遣（リリーフナース）

クラスターが発生し、療養体制が脆弱となった施設に看護師を派遣

【令和4年度までの派遣実績 34施設】

#### (3) 検査の支援

##### ・PCR検査の実施、抗原検査キットの補助・配布

令和4年度までの検査件数等

【PCR検査 485, 430件】

【抗原検査補助 778施設、463, 749千円】

【抗原検査キット配布 2, 345施設、2, 247, 600キット】

## 2 経緯・取組内容

### (1) 早期の対応支援

感染防止対策の周知徹底については、令和2年11月に各施設に対し感染拡大防止のための留意点を通知するとともに、感染症専門家による研修動画を県HPに掲載した。さらに、県が所管する特別養護老人ホーム等の高齢者入所施設全1,066施設に対し緊急一斉巡回指導を実施し、感染症対策の確認や研修動画の視聴確認、相談窓口や補助金の情報提供等を行った。また、令和3年2月には感染対策チェックリストを作成して周知し、感染発生施設から学ぶ実践的な研修も開催した。

これらに加えて、令和3年4月からは、①感染防止対策責任者を配置している、②基本的な感染防止対策が講じられている、③感染発生を想定したシミュレーションを実施している、④希望する全ての職員、入所者が新型コロナワクチンを推奨される回数接種する、という基準を満たす施設を感染症対策優良施設として認証する制度を開始し、施設における感染対策の一層の向上を図った。

配置医師の義務付けがない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対しては、令和3年8月に大手10法人を訪問して感染防止対策リーフレットを配布し、さらに、第7波への対応のため、令和4年7月から8月にかけて県所管の全667施設に対し巡回指導を実施して周知徹底を図った。

なお、各施設が感染防止対策を実施する際に必要となる衛生用品については、需給がひっ迫した初期においては県が一括購入・配布による支援を行い、需給安定後についてはかかり増し費用の補助による支援を行った。(※かかり増し費用の補助は、令和3年度以降は感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用も補助対象とした。)また、施設が感染防止対策のため簡易陰圧装置・換気設備等を設置する場合について、必要な経費の補助も実施した。

感染発生施設への早期介入としては、医師や感染管理認定看護師等で構成する感染防止対策チームCOVMATをクラスター発生施設等に派遣し、ゾーニング等の支援を行った。

また、令和3年3月からは感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師で構成したコロナ対策オンラインチームeMATを創設して高齢者施設へのオンラインによる個別支援を開始し、早期介入の強化を図った。

### (2) 人的支援

感染発生施設への人的支援としては、クラスター発生時に施設間で相互支援を行うための互助ネットワークを構築し、各施設に対し登録と活用を呼び掛けた。

また、令和4年1月からはクラスター発生により療養体制が脆弱となった施設に看護師を派遣するリリースナース制度を開始した。

### (3) 検査の支援

感染拡大防止を目的とした施設職員に対する集中的検査は、令和3年1月に、まずは感染が拡大していた12市の427施設を対象として開始した。その後、対象を全県に拡大するとともに、令和3年4月からは検査回数を月1回から月2回に増やして対応した。

令和4年7月以降、オミクロン株が主流となった後は抗原定性検査による週2回程度の頻回検査に切り替え、検査キットの購入補助や配布などの支援を継続した。

### 3 実施上の課題と対応

高齢者施設に対する感染防止対策の周知にあたっては、対象施設数が多く、県ホームページへの情報掲載やオンライン研修等による対応を行ったが、全ての施設で徹底して対策に取り組んでいただくため、一斉巡回指導も実施し、各施設における取組状況を把握するとともに、必要な指導を行った。

なお、施設に周知・指導する感染防止対策については、感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師等の専門家の協力により、実効性の高い内容とすることができた。

感染拡大防止に極めて効果的である感染発生施設への早期介入については、COVMA T派遣に加え、eM A Tによるオンラインでの個別支援を実施することで強化を図った。

人的支援のうち、互助ネットワークによる施設間相互の介護職員の派遣については、感染拡大時に自分の施設で陽性者が出ると他の施設に人を出す余裕がなくなるなど、派遣の調整が難しい場合があった。

看護師派遣については、新興感染症が蔓延している施設への派遣となるため、事前に感染防止技術の習得を要した。また、高齢者施設のうち、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設については、労働者派遣法により看護師の派遣が禁じられているため、派遣対象とすることができなかった。

### 4 ICTの活用

高齢者施設における感染防止対策等の周知においては、対象施設数が多いこともあり、県ホームページに掲載して行った。また、感染防止対策にかかる研修のオンライン実施や、感染発生施設への個別支援のオンライン実施（eM A T）、感染症対策優良施設認証制度の認証審査のオンライン実施など、ICTを活用した。

また、高齢者施設での面会については、感染経路を遮断するために制限するという観点と、家族などとのつながりや交流が心身の健康に良好な影響を与えるという観点の両面から実施方法が検討され、窓越しやICTを活用したオンラインによる面会などが行われた。令和4年11月に特別養護老人ホームを対象とした県の調査では、5割以上の施設が感染状況に関わらずオンラインによる面会を行っていた。

### 5 広報・関係機関への周知

高齢者施設に対する感染防止対策や県の取組の周知にあたっては、対象施設数が多く、県ホームページへの情報掲載による対応を行ったが、各施設における感染防止対策への取組については徹底して対策に取り組んでいただくため、一斉巡回指導も実施して周知徹底を図った。

## 6 自己評価

重傷者や死亡者を極小化することを目標として実施した高齢者施設における感染防止対策において、基本的な感染防止対策や、感染発生時の対応方法の周知にあたり一斉巡回指導を実施したことについては、多大な人的リソースを費やすこととなったが、ホームページ等による一方向的な情報発信に比べ、周知徹底の効果は非常に高かったものと考えられる。

また、クラスター発生施設への早期介入については、COVMA T派遣に加えeMA Tによる個別支援を実施したことで、より多くの施設に迅速に対応することができた。

人的支援のうち、互助ネットワークによる施設間相互の介護職員の派遣については、感染拡大時に自分の施設で陽性者が出ると他の施設に人を出す余裕がなくなるなど、派遣の調整が難しい場合があったが、介護サービスは感染拡大時であっても継続的なサービス提供が求められていることから、この制度を一層活用していくには、個々の施設が業務の洗い出しを行った上で優先順位を整理するなど、職員が不足した場合であっても、限られた職員でサービス提供を継続できるような実践的な業務継続計画を策定しておく必要があると考えられる。

また、看護師派遣については、高齢者施設のうち、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設については、労働者派遣法により看護師の派遣が禁じられているため、派遣対象とすることができなかったが、これらの施設では、病院と比べて看護師の配置数が少なく看護師が感染して業務に従事できなくなると、入所者の健康管理に大きな支障が生じる。このため、特別な場合については看護師派遣が認められるよう、令和4年2月から機会を捉えて知事自ら国に要望を行った。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

介護サービスは感染拡大時であっても継続的なサービス提供が求められていることから、感染症対策においては、必要な物資の備蓄や感染発生時の対応ノウハウの継承、感染拡大時の人員確保や施設内療養のための医療機関との連携など、計画的な対応が重要となる。

このため、個々の施設が業務の洗い出しを行った上で優先順位を整理し、必要とされる物資の備蓄や、職員が不足した場合でも互助ネットワークを活用するなどして限られた職員でサービス提供を継続できるよう、実践的な業務継続計画を策定し、適宜見直しを行っていく必要がある。

また、施設内での感染制御や業務継続の支援体制の整備に加え、医療へのアクセスを必要とする高齢者が適切かつ確実に診療を受けられるよう、施設と

医療機関との連携のさらなる強化が必要である。

また、これらの課題を踏まえると、今後、新興感染症が拡大した際に感染防止対策の徹底や速やかな診療につなげられるよう、感染症専門医の加配や複数の協力医療機関の設置等に要する費用については介護報酬において十分に評価できる仕組みとすべく国に要望するとともに、感染発生施設への支援に支障となる労働者派遣法の見直し等を求めていく必要がある。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」  
(令和2年1月31日付け厚生労働省事務連絡) ほか

## 9 事業費・財源

- ・介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業費  
(衛生用品配布、消毒費用補助)  
令和2年度 608,772千円(国2/3)
- ・休業要請を受けた通所介護事業者等支援事業費  
(事業継続支援)  
令和2年度 298,680千円(国10/10)
- ・介護サービス感染症対応・再開支援事業費  
(サービス再開・感染症対策支援、職員慰労金)  
令和2年度 14,590,569千円(国10/10)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業  
(かかり増し)  
令和3年度 1,637,046千円(国2/3)  
令和4年度 2,808,590千円(国2/3)  
(抗原検査補助)  
令和4年度 463,749千円(国2/3)  
(抗原検査キット配布)  
令和3年度 46,424千円(県10/10)  
令和4年度 11,903千円(国10/10)
- ・介護施設における新型コロナウイルス感染症対策事業費  
(PCR検査)  
令和3年度 3,194,969千円(国10/10)
- ・高齢者施設リリーフナース事業  
(看護師派遣)  
令和3年度 13,481千円(国10/10)  
令和4年度 47,145千円(国10/10)
- ・介護施設等における感染拡大防止対策事業費  
(多床室個室化、簡易陰圧装置設置、換気設備設置等)  
令和2年度 821,820千円(国2/3、10/10)  
令和3年度 892,711千円(国2/3、10/10)

令和4年度

965,045千円(国2/3、10/10)

## 10 5類移行に伴う対応

重症化リスクの高い高齢者施設においては、職員のマスク着用や手指消毒、換気などの基本的な感染予防対策を継続している。

県の支援策としては、COVMATやeMATによる感染拡大防止のための早期の対応支援や、互助ネットワークなどによる人的支援、抗原検査キットの配布による検査の支援を継続している。

また、感染発生施設におけるかかり増し経費も補助している。

国に対しては、感染発生の有無に関わらないかかり増し経費の補助の復活・継続や、検査キット配布のための安定的・継続的な財政措置、クラスターの発生した老人保健施設等への看護師の労働者派遣について要望した。(令和5年6月5日政府要望ポストコロナ・物価高騰別冊)

## 障害者施設における感染防止対策・クラスター対策

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、障害者施設が感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう障害者施設に対して様々な支援を行った。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 令和元年度・令和2年度

障害者施設の感染防止対策に必要なマスクや消毒液、防護服等を県が一括購入し、配布した。(令和元～2年度)

障害者施設において、感染防止対策を講じながらサービスの継続に努める職員に対して慰労金を支給した。(令和2年度)

入所施設の職員等及び新規入所者に対し、PCR検査を実施し感染者の早期発見、早期対応を図った。(令和2～3年度)

入所施設を対象に、感染拡大を防止するため、多床室の個室化改修、入所者と家族の面会室の設置改修、ICT及びロボットの導入に必要な経費を補助した。(令和2～4年度)

障害者施設が感染防止対策等のために要したかかり増し経費の一部を補助した。また、感染が発生した事業所等に対しては、消毒・清掃費用や、マスク・手袋・体温計の購入費用などのかかり増し経費を補助した。(令和2～5年度)

クラスター発生施設の応援のため、入所施設による互助ネットワークを構築し、登録施設からクラスターが発生した施設等へ職員を派遣した。(令和2～5年度)

#### (2) 令和3年度

クラスターが発生し、施設内での療養体制を確保するために看護師が必要となった障害者施設に対して速やかに看護師(リリースナース)を派遣した。(令和3～5年度)

市中感染が深刻化し、COVMA Tの派遣ができない場合、感染管理認定看護師が入所施設の感染拡大防止対策等をオンライン指導(eMAT)した。(令和3～5年度)

感染拡大を防止する観点から、障害者施設に対して簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な経費を補助した。(令和3～4年度)

### (3) 令和4年度

障害者施設では、職員等による外部からの持ち込みによる感染の拡大が見られたことから、職員等に対して抗原定性検査キットによる頻回検査を実施（7月23日～9月30日）した事業者に対して経費を補助した。

その後は、国から配布された抗原定性検査キットを障害者施設に配布して対応した。（令和4年12月～令和5年4月中旬）

## 3 実施上の課題と対応

新型コロナウイルス感染症対応の業務量は膨大なものとなったが、職員の補充がなされなかった。そのため、時間外勤務の増加や、その他の業務の遅延等につながってしまった。

## 4 ICTの活用

コロナ等における臨時的な取り扱いとして国は在宅支援に報酬を認めていることから、オンラインの積極的な活用を促した。

各障害者施設からの実績報告の受付等について、埼玉縣市町村電子申請・届出サービスを活用して事務の効率化を図った。

## 5 広報・関係機関への周知

広報には、県ホームページやメールを活用することにより、関係機関への周知を図った。

## 6 自己評価

感染状況等に応じて速やかに取組が行われたため、障害者施設において概ね事業を継続することができた。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

国から配布物資は一旦県に配布されるパターンが多かったが、より迅速な対応を図るには、直接事業者配布する必要がある。

## 8 根拠法令・事務連絡等

なし

## 9 事業費・財源

事業費	令和元年度	37,131千円
	令和2年度	3,227,554千円



令和3年度 1, 236, 507千円

令和4年度 253, 995千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
障害者福祉費補助金  
社会福祉施設整備費補助金  
新型コロナウイルス感染症対策推進基金  
一般財源

## 10 5類移行に伴う対応

5類移行後においても、重症化リスクの高い方が多く生活している障害者施設においては引き続き感染対策と感染状況の把握を継続し、前述の看護師（リリーフナース）の派遣（令和5年9月末まで）、互助ネットワークによる職員派遣、感染管理認定看護師によるオンライン指導（eMAT）、かかり増し経費補助、抗原定性検査キットの無償配布による頻回検査の支援などを実施している。

## 保育所等における感染防止対策・クラスター対策

### 1 概要

本県では、市町村を通じての情報収集及び情報共有、並びに感染対策のための財政的支援等を主として実施した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

##### ア 市町村を通しての情報収集及び情報共有

緊急事態宣言中においては全市町村が臨時休園又は登園自粛の要請等を行った。

緊急事態宣言解除後においては、県から市町村に対し、原則開園を依頼したが、一部市町村については、休園措置を継続した。

なお、臨時休園又は自粛要請とした場合でも、医療従事者など社会の機能を維持することが必要な方や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子供等については、必要な保育の提供を確保した。

さらに、施設において感染者が発生した場合には、市町村より報告を上げてもらい、県でも感染者数等を把握できる体制を確保した。

また、その他感染症予防について市町村を通じて発信した。

##### イ 市町村を通じての財政的支援

(ア) 感染予防のための備品購入、研修受講費及びかかり増し経費について、1施設あたり50万円まで補助

※かかり増し経費の対象

- ・ 消毒・清掃に係る時間外勤務や感染症対策に関する業務を行った職員への手当
- ・ 非常勤職員の雇用賃金
- ・ 職員個人が感染防止の一環として必要とする備品購入費

(イ) 感染症防止対策に係る相談窓口の設置に対し、1市町村あたり1679万7千円まで補助

(ウ) 臨時休園となった場合の保育料については日割りで計算の上、一部を負担及び補助

##### ウ 市町村を通じてのマスクの配布

1施設あたり150枚～300枚のマスクを市町村を通じて断続的に配

布を行った。

(2) 第2波(令和2年6月10日～令和2年9月13日)

ア 市町村を通しての情報収集及び情報共有

県から市町村に対し、原則開園を依頼。

なお、臨時休園又は自粛要請とした場合でも、医療従事者など社会の機能を維持することが必要な方や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子供等については、必要な保育の提供を確保した。

さらに、施設において感染者が発生した場合には、市町村より報告を上げてもらい、県でも感染者数等を把握できる体制を確保した。

また、その他感染症予防について市町村を通じて発信した。

イ 財政的支援(第1波と同様の取組を実施)

ウ 市町村を通じてのマスクの配布(第1波と同様の取組を実施)

(3) 第3波(令和2年9月14日～令和3年2月22日)

ア 市町村を通しての情報収集及び情報共有(第2波と同様の取組を実施)

イ 財政的支援(第1波と同様の取組を実施)

ウ 市町村を通じてのマスクの配布(第1波と同様の取組を実施)

(4) 第4波(令和3年2月23日～令和3年6月10日)

ア 市町村を通しての情報収集及び情報共有(第2波と同様の取組を実施)

イ 財政的支援

(ア) 感染予防のための備品購入、研修受講費及びかかり増し経費について、保育所等1施設あたり合計100万円まで補助

(イ) 感染症防止対策に係る相談窓口の設置に対し、1市町村あたり1679万7千円まで補助

(ウ) 臨時休園となった場合の保育料については日割りで計算の上、一部を負担及び補助

ウ 市町村を通じてのマスクの配布(第1波と同様の取組を実施)

- (5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）  
ア 市町村を通しての情報収集及び情報共有（第2波と同様の取組を実施）

イ 財政的支援

- (ア) 感染予防のための備品購入、研修受講費及びかかり増し経費について、保育所等1施設あたり合計50万円まで補助  
(イ) 臨時休園となった場合の保育料については日割りで計算の上、一部を負担及び補助  
(ウ) 感染症対策のための改修等整備について、1施設あたり102万9千円まで補助

（※感染症対策のための改修等整備の例  
トイレ・調理場の乾式化、非接触型の蛇口の整備等）

- ウ 市町村を通じてのマスクの配布（第1波と同様の取組を実施）

- (6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）  
ア 市町村を通しての情報収集及び情報共有（第2波と同様の取組を実施）

イ 財政的支援（第1波と同様の取組を実施）

- (ア) 感染予防のための備品購入、研修受講費及びかかり増し経費について、保育所等1施設あたり合計50万円まで補助  
(イ) 臨時休園となった場合の保育料については日割りで計算の上、一部を負担及び補助  
(ウ) 感染症対策のための改修等整備について、1施設あたり102万9千円まで補助

（※感染症対策のための改修等整備の例  
トイレ・調理場の乾式化、非接触型の蛇口の整備等）

- (エ) 保育所等の休園に伴い、保育所等の果たす社会的機能の維持を図るため代替保育を実施する保育所等に対する補助

- ウ 市町村を通じてのマスクの配布（第1波と同様の取組を実施）

- (7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）  
ア 市町村を通しての情報収集及び情報共有（第2波と同様の取組を実施）  
イ 財政的支援（第6波と同様の取組を実施）

- ウ 市町村を通じたマスク及び抗原検査キットの配布
  - 1 施設あたり150枚のマスクを市町村を通じて断続的に配布するとともに、希望する市町村に対し施設配布用の抗原検査キットを配布
- (8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする
  - ア 市町村を通しての情報収集及び情報共有（第2波と同様の取組を実施）
  - イ 財政的支援（第6波と同様の取組を実施）
  - ウ 市町村を通じたマスクの配布（第1波と同様の取組を実施）

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 医療がひっ迫した際の対応

感染者数が急増した際に保健所の業務がひっ迫したため、市町村の保育部門と保健所との間で連絡・調整が滞る事態が発生した。

県保育部門において各市町村の情報を集約し、状況を把握するとともに各市町村の取組を横展開し、助言等を実施した。

#### (2) 国への要望

令和2年	3月16日	緊急要望（知事対面要望）
令和3年	6月14日	政府要望（内閣府少子化対策担当大臣ほか）
令和3年	6月15日	政府要望（厚生労働大臣ほか）
令和3年	11月19日	緊急要望（知事対面要望）
令和4年	1月24日	政府要望
令和4年	6月3日	政府要望（内閣府少子化対策担当大臣ほか）
令和4年	6月14日	政府要望（厚生労働大臣ほか）
令和4年	8月5日	国会議員連絡会議
令和4年	11月15日	九都県市首脳会議
令和4年	11月17日	政府要望（内閣府少子化対策担当大臣ほか）
令和5年	1月26日	国会議員個別要望

### 4 ICTの活用

オンラインでの研修等を実施した。

また、ICTの導入経費の補助として、1施設当たり50万円までの補助を実施した。

### 5 広報・関係機関への周知

- ・ 県ホームページの作成・パパママ応援ショップを通じてのプッシュ通知・

バナー広告

- ・感染対策リーフレット及び登園チェックリストの作成
- ・感染対策の研修会の実施（令和4年11月）

## 6 自己評価

市町村の状況を速やかに把握するとともに、国の補助制度の円滑な実施や市町村間での情報共有を図ることが出来た。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

- ・感染対策に係る補助制度の早期創設・拡充
- ・明確な指針の作成

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）
- ・保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて
- ・地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQについて

## 9 事業費・財源

### （1）保育所等

事業費	令和3年度	1, 879千円	
	令和4年度	109, 938千円	
財源	新型コロナウイルス感染症対策推進基金	1 / 2	
	保育対策総合支援事業費補助金	1 / 2	

### （2）放課後児童クラブ等

事業費	令和2年度	461, 287千円	
	令和3年度	299, 722千円	
	令和4年度	308, 714千円	
財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		

### （3）共通

事業費	令和2年度	1, 440, 898千円	
	令和3年度	148千円	

## 10 5類移行に伴う対応

10名以上又は全利用者の半数以上の感染者が発生した場合に引き続き市町村より報告してもらい、県でも感染者数等を把握できる体制を確保した。

また、国に対しては、財政措置の拡充について次のとおり要望を行った。

令和5年6月14日 政府要望（ポストコロナ・物価高騰別冊）

## 児童養護施設における感染防止対策・クラスター対策

### 1 概要

児童養護施設等は適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、児童養護施設等における感染症対応力を底上げしつつ、業務を継続できるよう児童養護施設等に対して様々な支援を行った。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 令和2年度

児童養護施設等の感染防止対策に必要なマスクや消毒液等を県が一括購入し、配布するとともに、防護服を児童相談所に備蓄した。(令和2年度)

児童養護施設等を対象に、各児童の居室を分けることで接触を極力抑え、感染拡大を抑制するための個室化改修に必要な経費を補助した。(令和2～4年度)

発熱などの症状がある場合や濃厚接触者となった場合は行政検査を待たずに自主的なPCR検査を実施し感染者の早期発見、早期対応を図った。(令和2～4年度)

児童養護施設等が感染防止対策等のために要したかかり増し経費の一部を補助した。(令和2～4年度)

クラスター発生施設の応援のため、児童福祉施設の団体と連携し、互助派遣を行う仕組みを構築した。

#### (2) 令和3年度

児童養護施設等におけるマスク等の衛生用品の購入経費やかかり増し経費等に対し補助を行った。(令和3～4年度)

また、児童養護施設等を対象に、各児童の居室を分けることで接触を極力抑え、感染拡大を抑制するための個室化改修に必要な経費を補助した。(令和2～4年度)【再掲】

発熱などの症状がある場合や濃厚接触者となった場合は行政検査を待たずに自主的なPCR検査を実施し感染者の早期発見、早期対応を図った。(令和2～4年度)【再掲】



### (3) 令和4年度

児童養護施設等におけるマスク等の衛生用品の購入経費やかかり増し経費等に対し補助を行った。(令和3～4年度)【再掲】

また、児童養護施設等を対象に、各児童の居室を分けることで接触を極力抑え、感染拡大を抑制するための個室化改修に必要な経費を補助した。(令和2～4年度)【再掲】

児童養護施設等で感染者が発生した際に健康観察等の個別的な対応の充実や症状が出た場合の迅速な医療機関との連携を図るために看護師(リリーフナース)を派遣した。(令和4年度)

## 3 実施上の課題と対応

### (1) 感染拡大への懸念

児童養護施設においては、特に低年齢の児童については、他者との近距離での接触頻度が高く感染リスクが高まる懸念があった。

対応としては、食事や入浴時間等を細分化するなど、接触機会の減少を図る工夫のほか、陽性者、濃厚接触者が生じた場合には、個室での対応や早期の拡大検査など感染拡大防止対策を実施した。

### (2) 国への要望

令和2年	3月16日	緊急要望(知事対面要望)
令和3年	6月15日	政府要望(厚生労働大臣ほか)
令和3年	11月19日	緊急要望(知事対面要望)
令和4年	1月24日	政府要望
令和4年	6月14日	政府要望(厚生労働大臣ほか)
令和4年	8月5日	国会議員連絡会議
令和4年	11月15日	九都県市首脳会議
令和4年	11月17日	政府要望(厚生労働大臣ほか)
令和5年	1月26日	国会議員個別要望

## 4 ICTの活用

オンラインでの研修、会議等を実施した。

また、児童の学習機会を確保するため、タブレット等の購入費用を補助した。(令和2年度)

## 5 広報・関係機関への周知

広報には、県ホームページやメールを活用することにより、関係機関への周知を図った。

## 6 自己評価

感染状況等に応じて速やかに取組が行われたため、児童養護施設等において概ね事業を継続することができた。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

- ・感染対策に係る迅速な補助制度等の創設
- ・迅速かつ明確な指針の作成

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等に係る児童養護施設等に対する財政措置等について

## 9 事業費・財源

事業費	令和2年度	143,711千円
	令和3年度	139,396千円
	令和4年度	148,004千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
児童福祉補助金  
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金

## 10 5類移行に伴う対応

5類移行後も児童養護施設等の新型コロナ対策については、令和5年9月末までマスク等の衛生用品の購入経費やかかり増し経費等に対し補助を行うこととした。

さらに児童養護施設等で感染者が発生した際に健康観察等の個別的な対応の充実や症状が出た場合の迅速な医療機関との連携を図るために看護師（リリーフナース）を派遣する事業を行った。

## 県立指定管理施設における感染防止対策・クラスター対策

### 1 概要

(県立施設ならではの記載事項なし)

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 第1波(令和2年2月1日～令和2年6月9日)

- ・発熱症状のある利用者・職員へのPCR検査の実施
- ・職員の感染防止対策の実施(マスク・消毒・検温・PPE着用等)
- ・4月7日～5月6日緊急事態宣言を受け、職員へ感染対策の周知徹底
- ・嵐山郷(県立障害者支援施設)で家族面会の制限
- ・障害者歯科診療所 全身麻酔治療の延期・中止

#### (2) 第2波(令和2年6月10日～令和2年9月13日)

- ・発熱症状のある利用者・職員へのPCR検査の実施【再掲】
- ・職員の感染防止対策の継続(マスク・消毒・検温・PPE着用等)【再掲】
- ・7月～感染拡大に備えた組織全体での応援体制の構築

#### (3) 第3波(令和2年9月14日～令和3年2月22日)

- ・発熱症状のある利用者・職員へのPCR検査の実施【再掲】
- ・職員の感染防止対策の継続(マスク・消毒・検温・PPE着用等)【再掲】
- ・10月～感染症罹患ケアラー支援対策事業(ケアラーが感染した場合、介護が必要な障害者に施設の一部を提供)の実施
- ・11月～互助ネットワーク(クラスター発生時における施設間の人的・物的相互支援)への協力体制の整備

#### (4) 第4波(令和3年2月23日～令和3年6月10日)

- ・発熱症状のある利用者・職員へのPCR検査の実施【再掲】
- ・職員の感染防止対策の継続(マスク・消毒・検温・PPE着用等)【再掲】

#### (5) 第5波(令和3年6月11日～令和3年12月14日)

- ・発熱症状のある利用者・職員へのPCR検査の実施【再掲】

- ・ 職員の感染防止対策の継続（マスク・消毒・検温・PPE着用等）【再掲】
  - ・ 6月～嵐山郷で新型コロナワクチン接種開始
  - ・ 8月～嵐山郷でクラスター発生（COVMAT、eMAT派遣要請、専門家助言）
- (6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）
- ・ 発熱症状のある利用者・職員へのPCR検査の実施【再掲】
  - ・ 職員の感染防止対策の継続（マスク・消毒・検温・PPE着用等）【再掲】
  - ・ 1月～嵐山郷で家族面会の中止
  - ・ 2月～嵐山郷でクラスターが発生（COVMAT派遣、専門家助言）【再掲】
- (7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）
- ・ 発熱症状のある利用者・職員へのPCR検査の実施【再掲】
  - ・ 職員の感染防止対策の継続（マスク・消毒・検温・PPE着用等）【再掲】
  - ・ 嵐山郷、児童養護施設でクラスター発生（COVMAT、eMAT派遣、専門家助言）
- (8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする
- ・ 発熱症状のある利用者の抗原検査及びPCR検査の実施
  - ・ 施設職員の定期的な抗原検査の実施
  - ・ 職員の感染防止対策の継続（マスク・消毒・検温・PPE着用等）【再掲】
  - ・ 嵐山郷、児童養護施設でクラスター発生（COVMAT、eMAT、専門家助言）【再掲】

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 嵐山郷（県立障害者支援施設）

嵐山郷は重度の障害者を多く受け入れていることから、相対的に入所者との接触回数が多く、接触時間も長くなるため、感染リスクがより高くなるという課題があった。加えて、強度行動障害や知的障害など入所者の障害特性上、マスクの着用や、利用者同士も含めた他者との濃厚接触の抑制が困難であることから、感染拡大リスクが高まるという課題があった。

対応としては、発熱など体調不良者や陽性者が発生した場合、室内でこまめな消毒やゾーニングの徹底など感染防止対策を徹底、各寮間の職員の移動制限など、クラスターが発生しないよう慎重な対策を行ってきた。

#### (2) 上里学園、おお里、いわつき（県立児童養護施設）

低年齢の児童や発達障害がある児童については、他者との近距離での接触頻度が高く、感染リスクが高まる課題があった。加えて、通っている学校等において感染し、施設内で感染が拡大するリスクがあった。また、大舎制の施設においては、施設の構造や生活エリアによって施設内に一気に感染が拡大するリスクがあった。

対応としては、食事や入浴時間等を細分化するなど、接触機会の減少を図る工夫のほか、感染児童が生じた場合には、個室療養、早期の拡大検査、ゾーニングを徹底するなど、感染拡大防止対策を実施した。

#### (3) 障害者歯科診療所

患者の障害特性によって、大声を上げる、大きく動いてしまうなど、診療スタッフの感染リスクが高まることのほか、直接口腔内に接触する治療行為の特性上、スタッフを介して患者から患者へと感染するなどの感染拡大リスクが課題であった。

対応としては、診療スタッフのPPEの適切な装着徹底、患者入替え時の消毒・清掃の徹底を図った。

### 4 ICTの活用

#### (1) 家族面会

嵐山郷（県立障害者支援施設）では、基礎疾患がある入所者が多いため、感染予防の観点から家族面会を令和4年1月から中止していたが、令和4年4月から新たにオンラインによる家族面会を開始した。

#### (2) 検温用非接触型AIタブレット

県立施設（嵐山郷、上里学園、おお里、いわつき）では、施設入口に検温用非接触型AIタブレットを導入した。

### 5 広報・関係機関への周知

施設でクラスターが発生した場合は、ホームページで感染者数や感染対策のほか、クラスター発生後の経過についても継続的に公表し、施設の状況について周知に努めてきた。

## 6 自己評価

県立施設のうち障害者支援施設には多くの重度障害者や強度行動障害者が入所しており、児童養護施設には多くの被虐待児童や処遇困難児童が生活している。そのような中で、嵐山郷センター長の医師やCOVMAT及びeMATなど感染症専門家の指導により、積極的に感染症対策に取り組んできた。特に、COVMATやeMATの指導により最新の知見を取り入れてより効果的な感染症対策となるよう随時見直しを行ってきた。

多くの利用者が生活する施設において、可能な限り徹底した感染症対策を実施したことは、COVMAT派遣の際にも専門家である医師や看護師から高く評価されており、県立施設として十分な対策を実行できたと評価できる。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

感染者の待機期間や濃厚接触者の検査実施など、高齢者、障害者、児童など感染や重症化リスクが差異に応じて、異なる取扱いをすべきではないかと考える。例えば児童は感染しても症状が非常に軽いケースが多いが、症状が全快しても待機期間中は学校に通学できないなど本人にはデメリットが大きい。

## 8 根拠法令・事務連絡等

厚生労働省令和4年10月14日付け事務連絡

「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について」

## 9 事業費・財源

感染症対策の個人防護服（PPE）、アルコール消毒液、検査キットなど

事業費 令和2年度 11,480千円

令和3年度 17,263千円

令和4年度 16,227千円

新型コロナウイルス感染症対応に係る防疫業務手当

人件費 令和2年度 228千円

令和3年度 5,592千円

令和4年度 15,202千円

財源 県立児童福祉施設管理費（県立児童養護施設3か所の指定管理料）  
県立社会福祉施設管理費（県立社会福祉施設4か所の指定管理料）

## 10 5類移行に伴う対応

引き続き職員の感染防止対策（マスク・消毒・検温等）を実施するとともに、利用者や職員に発熱等の症状があった場合は速やかな検査とゾーニング等の感染拡大防止策を講じている。家族の面会や各種行事については、感染防止対策を講じつつ、ほぼ平常どおりに実施している。

### ※参考資料

- ・ 令和3年度 県立指定管理施設の新型コロナウイルス感染状況
- ・ 令和4年度 県立指定管理施設の新型コロナウイルス感染状況  
（令和2年度は感染者なし）

### 令和3年度 埼玉県社会福祉事業団の各施設におけるコロナ感染状況

施設名 (所在地)	種別	運営	R3.4.1 利用者数 職員数		令和3年度 陽性者数	備考
			利用者	職員		
上里学園 (上里町)	児童養護施設	県指定管理	利用者	111	3	
			職員	59	1	
おお里 (熊谷市)	児童養護施設	県指定管理	利用者	91	27	
			職員	53	7	
いわつき (さいたま市)	児童養護施設	県指定管理	利用者	82	5	
			職員	48	4	
嵐山郷 (嵐山町)	障害者支援施設	県指定管理	利用者	388	51	児童12、医療55、成人321
			職員	358	29	
障害者交流センター (さいたま市)	身体障害者 福祉センター	県指定管理	利用者		0	
			職員	32	1	
皆光園 (深谷市)	障害者支援施設	県指定管理 (※歯科のみ)	利用者	66	0	入所47、通所19
			職員	52	1	
そうか光生園 (草加市)	障害者支援施設	県指定管理 (※歯科のみ)	利用者	95	0	入所50、通所45
			職員	54	7	
あさか向陽園 (朝霞市)	障害者支援施設	県指定管理 (※歯科のみ)	利用者	70	0	入所36、通所34
			職員	34	3	
合計			利用者	903	86	
			職員	690	53	

令和4年度 埼玉県社会福祉事業団の各施設におけるコロナ感染状況

施設名 (所在地)	種別	運営	R4.4.1 利用者数 職員数		令和4年度 陽性者数	備考
			利用者	職員		
上里学園 (上里町)	児童養護施設	県指定管理	利用者	108	44	
			職員	63	30	
おお里 (熊谷市)	児童養護施設	県指定管理	利用者	101	38	
			職員	52	8	
いわつき (さいたま市)	児童養護施設	県指定管理	利用者	76	40	入院1
			職員	50	19	
嵐山郷 (嵐山町)	障害者支援施設	県指定管理	利用者	380	181	児童12、医療53、成人315 入院1
			職員	376	212	
障害者交流センター (さいたま市)	身体障害者 福祉センター	県指定管理	利用者		0	
			職員	32	11	
皆光園 (深谷市)	障害者支援施設	県指定管理 (※歯科のみ)	利用者	68	0	入所45、通所23
			職員	58	11	
そうか光生園 (草加市)	障害者支援施設	県指定管理 (※歯科のみ)	利用者	98	33	入所50、通所48 入院1
			職員	56	38	
あさか向陽園 (朝霞市)	障害者支援施設	県指定管理 (※歯科のみ)	利用者	70	26	入所37、通所33
			職員	33	18	
合計			利用者	901	362	
			職員	720	347	



## (2) その他

### 感染症り患ケアラー支援対策事業

#### 1 概要

ケアラー（家族介護者等）が新型コロナウイルスに感染して入院等をした場合に、濃厚接触者である要介護者（要支援者）が安心して生活できる場所を確保するための受入れ施設を県内の特別養護老人ホーム等に開設し、ケアラーが在宅復帰するまでの間、要介護者のケアを行う事業を実施した。

#### 2 経緯・取組内容

ケアラーが感染した際の介護継続支援策として、ケアラーが新型コロナウイルスに感染して入院等をした場合に、要介護者を一時的に受け入れる施設の設置について、埼玉県議会自由民主党議員団を通じて関係団体等から要望があった。

そこで、県では補助事業を設け、特別養護老人ホーム等の7施設で要介護者を受け入れることとし、ケアを行う仮設施設を整備した。

完成した施設から順次運用を開始し、保健所及びケアマネジャーからの依頼に基づいて要介護者の入所調整を県で行った。

本事業の実施に当たっては、埼玉県老人福祉施設協議会や県内施設の協力により、延べ838人が応援職員として派遣された。

令和2年10月から令和5年5月7日までの間にあわせて43人（延べ343人日）の要介護者を受け入れた。

##### (1) 経緯

令和2年8月中旬～	工事着工
令和2年10月	完成施設から順次受入開始

##### (2) 補助事業概要

対象経費 応急仮設施設の設置・維持・管理に係る経費  
入所者のケアにあたる職員の確保に要する経費  
補助率 10/10

##### (3) 受入要件

ケアラーが新型コロナウイルスに感染して入院し介護が困難になった要介護者で、PCR検査を受けて陰性となった方

#### (4) 実施事業者

施設名	所在地	戸数	完成時期	終了時期
社会福祉法人名栗園 ケアセンター岩槻名栗園	さいたま市	4戸	R2. 9. 25	R4. 3. 31
社会福祉法人邑元会 特別養護老人ホームかがやき	深谷市	5戸	R2. 9. 30	R5. 5. 7
社会福祉法人緑風会 高齢者総合福祉施設しいの木の郷	三郷市	3戸	R2. 10. 9	R5. 5. 7
社会福祉法人隼人会 特別養護老人ホームまきば園	行田市	4戸	R2. 10. 10	R5. 5. 7
社会福祉法人至福の会 特別養護老人ホームむさしの園わかば	狭山市	4戸	R2. 10. 22	R4. 3. 31
社会福祉法人愛弘会 愛弘園	東松山市	4戸 (既存建物)	R2. 9. 7	R3. 3. 31
社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 障害者支援施設 嵐山郷	嵐山町	4戸 (既存建物)	R2. 10. 9	R5. 5. 7

#### (5) 利用者数

	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波	第8波	計
利用者数(人)	11	5	12	9	5	1	43
延利用数(人日)	96	48	113	51	30	5	343

### 3 実施上の課題と対応

感染拡大時期は介護施設職員及びその家族の感染による出勤停止や入所者の感染対応等により、本事業の運営に携わる職員の確保が困難となることがあった。

そのため、応援職員派遣へのさらなる協力について、互助ネットワーク参加施設を中心に幅広く呼び掛けた。

なお、要介護者の状況によって、施設入所よりも自宅でのサービス提供の方がより適切である事案(2件、計2人)があったため、その際は訪問介護事業者に対応を依頼した。

また、障害の方は、当初、埼玉県発達障害福祉協会に職員派遣依頼を行った。

しかし、障害児者の特性(知的、肢体不自由、強度行動障害など)により、求められる職員のスキルも異なり、実際に応援を受けることはなかった。

#### 4 ICTの活用

関係施設長と定期的にオンライン会議を開催し、受入れ状況等の報告や課題などについて意見交換を行った。

各部屋には見守りセンサー付きベッドを備え、効率的かつ安全な介護の実施に努めた。

#### 5 広報・関係機関への周知

記者発表（資料提供）

関係者（市町村、保健所、関係団体）あて利用手順等について周知

#### 6 自己評価

本事業により要介護者が生活できる環境が確保され、ケアラー等にとっても安心につながったと認識している。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

- ・迅速に受入れ体制を確保するためにも、日頃から団体間で情報共有や応援職員の派遣等ができる関係を構築しておくことが効果的である。
- ・感染急拡大時に速やかに体制整備を図るためには国による財源措置が必要である。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・介護保険法第5条第3項等
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱・交付要綱
- ・埼玉県感染症り患ケアラー支援対策事業補助金交付要綱
- ・埼玉県感染症り患ケアラー支援対策事業費（障害）補助金交付要綱
- ・新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱（※訪問介護事業者による対応）

#### 9 事業費・財源

事業費	令和2年度	183,859千円
	令和3年度	41,451千円
	令和4年度	11,411千円
	令和5年度	13,786千円（見込）
財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 地域医療介護総合確保基金（※の財源）	

## 10 5類移行に伴う対応

第8波以降は感染者数に対して相談数、利用者数が大幅な減少傾向にあったことから、5類に移行する令和5年5月7日をもって事業を終了。関係機関に周知し、仮施設を順次解体・撤去した。